

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 3 年 (受) 第 2 0 1 6 号
決 定 日	平成 2 4 年 8 月 8 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	寺 田 逸 郎 田 原 睦 夫 岡 部 喜 代 子 大 谷 剛 彦 大 橋 正 春
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	仙台高等裁判所平成 2 3 年 (ネ) 第 1 2 8 号 (平成 2 3 年 7 月 1 3 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第 2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成 2 4 年 8 月 8 日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 鍋 谷 能 文 (印)</p> <p style="text-align: right;">H24.8.9 後録</p>	

当事者目録

申 立 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
相 手 方	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	高 橋 和 聖

これは正本である。

平成 24 年 8 月 8 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 鍋谷能文

